

用語の解説

1 消費者の意識

「消費者の意識」は暮らし向き、家計収入、雇用環境などの今後半年間の見通しについて、調査世帯がどのような意識や判断をもっているかを回答区分（5区分）の中から選んでもらい、その回答区分ごとに回答割合を示した。

(1) 暮らし向き

今後半年間の暮らし向きが現在の暮らし向きに比べて、良くなると思うか、悪くなると思うか。

(2) 収入の増え方

収入の金額そのものが今後半年間に増えるかどうかではなく、増え方（増加率）が大きくなると思うか、小さくなると思うか。

(3) 雇用環境（職の安定性、見つけやすさ）

世帯が勤労者世帯の場合は勤め先の職の安定性、個人営業及び企業経営の場合は人のとりやすさ等の状況、それ以外の場合は職のみつけやすさ等を地域的にみて、今後半年間に良くなると思うか、悪くなると思うか。

(4) 耐久消費財の買い時判断

自動車や家具類やテレビ・冷蔵庫などの耐久消費財について、これらの買い時が今後半年間に現在よりも良くなると思うか、悪くなると思うか。

(5) レジャー時間（6、9、12、3月調査のみ）

旅行・文化活動、スポーツなどのレジャーに振り向ける時間が、今後半年間に現在よりも増えると思うか、減ると思うか（増やしたいかどうかという希望ではなくより客観的な予想）。

(6) 株式・土地などの資産価値

株式（株式投資信託を含む）土地、ゴルフ会員権、絵画・骨董などの価値が増減する資産について、今後半年間に現在よりも価値が増えると思うか、減ると思うか。持っていない世帯は、「3 変わらない」と回答。

2 物価の見通し

日ごろよく購入する品物の価格について、来年の今頃、今と比較してどれ位上がるか（下がるか）を想像して回答区分（10区分、20年度以前は8区分）の中から該当する番号を選んでもらい、その回答区分ごとの回答割合を示した。例えば、2%というのは、日ごろよく購入している品物が平均して100円であったものが、来年の今頃に98円程度になるとみている場合をいう。

3 旅行の実績・予定（6、9、12、3月調査のみ）

調査月を含む最近3か月間にした（今後3か月間にする予定の）旅行について、国内・海外別

に延べ参加人数（単身世帯については回数）の平均を示すとともに、支出（予定）金額を回答区分（6区分）の中から選んでもらい、その回答区分ごとの回答割合を示した。なお、調査票回収日から月末までの間の実績については、見込みで回答してもらった。

(1) 旅行の範囲

商用・業務用、修学旅行、1か月以上の留学は除く。また、ここでいう国内旅行とは（ゴルフ、スキーなどの）日帰り旅行も含まれる。

(2) 人数（回数）

ア 一般世帯（2人以上世帯）の場合で、2回以上旅行した（する）場合は延べ人数。

イ 同居家族以外の者が一緒に行った（行く）場合は、同居家族だけの人数。

ウ 単身世帯の場合は、回数。

エ 延べ人数（回数）平均は、「旅行をした世帯」のみを分母として算出した値。

(3) 支出（予定）金額

ア 交通費（ガソリン代、道路交通料等を含む）宿泊費のほか旅行先で支出（予定）した食事代、各種入場料等を含んだ総費用。ただし、みやげ代は含まない。

イ 同居家族以外の者の費用は除く。

ウ 同居家族以外の者に旅行費用を負担してもらった（もらう）場合は、その金額も含める。

エ 旅行しなかった（しない）場合及び別居家族などのために旅行費用のみ負担した（する）場合は0（0円）。

4 自己啓発、趣味・レジャー・サービス等の支出予定（6、9、12、3月調査のみ）

英会話、けいこ事の月謝、スポーツプレー代などの金銭支出について、今後3か月間に現在よりも増やすかどうかを回答区分（6区分）の中から選んでもらい、その回答区分ごとの回答割合を示した。

(1) 自己啓発

カルチャーセンター、英会話、茶道、着付けなどの各種おけいこ事、料理学校など自分で行う文化・教養活動の費用について、今後増やすかどうか。

(2) スポーツ活動費

各種スポーツ教室・アスレチッククラブの月謝類、テニス、スキー、ゴルフなどのプレー費用について、今後増やすかどうか。ただし、用品・用具費は含まない。

(3) コンサート等の入場料

各種コンサート、演劇、映画、美術館、博物館等の施設、催物の入場料など鑑賞する文化・教養活動の費用について、今後増やすかどうか。入場料等の支払いと鑑賞等の時期が異なる場合は、支払いの時期で回答。

(4) 遊園地等娯楽費

遊園地・テーマパーク等の入園料類、プロ野球等のスポーツ観戦費、ゲーム代、カラオケ、パチンコ、競馬などの娯楽費について、今後増やすかどうか。

(5) レストラン等外食費

レストランや和食料理店利用などの外食費について、今後増やすかどうか。

(6) 家事代行サービス

ハウスクリーニング、食材配達、ベビーシッター、ホームヘルパー等の家事代行サービス利用について、今後増やすかどうか。

5 主要耐久消費財等の保有及び買替え状況（3月調査のみ）

(1) 普及・保有状況

主要耐久消費財等 21 品目（表 1）について、調査年度末（3月末）現在における保有数量を記入してもらい、普及率及び保有数量を示した。

普及率は、1世帯で複数台保有していても1台としてカウントした保有台数の合計を当該集計区分の集計世帯数で除した結果に 100.0 を乗じた値である。

保有数量は、1世帯で保有している台数すべてをカウントした保有台数の合計を当該集計区分の集計世帯数で除した結果に 100.0 を乗じた値である。

（表 1）主要耐久消費財等保有状況調査品目

品 目
温水洗浄便座
洗髪洗面化粧台
システムキッチン
温水器
衣類乾燥機
食器洗い機
ファンヒーター
ルームエアコン
空気清浄機
カラーテレビ ブラウン管
カラーテレビ 薄型（液晶、プラズマ等）
光ディスクプレーヤー・レコーダー - DVDプレーヤー（再生専用機）
光ディスクプレーヤー・レコーダー - DVDレコーダー（再生録画兼用機）
光ディスクプレーヤー・レコーダー - ブルレイ（プレーヤー・レコーダー）
ビデオカメラ
デジタルカメラ
パソコン
ファクシミリ
携帯電話
乗用車 新車で購入したもの
乗用車 中古車で購入したもの

(2) 買替え状況

主要耐久消費財 11 品目（表 2）について、調査年度に買替えた場合、前に使っていた物の使用年数と買替え理由を選んでもらい、平均使用年数と買替え理由の回答区分ごとに回答割合を示した。

平均使用年数は、「買替えをした世帯」のみを分母として算出した値である。

（表 2）主要耐久消費財買替え調査品目

品 目
電気冷蔵庫
電気洗濯機
電気掃除機
ルームエアコン
カラーテレビ
ビデオカメラ
デジタルカメラ
パソコン
光ディスクプレーヤー・レコーダー
携帯電話
乗用車（新車）

注）「乗用車（新車）」は、新車から新車または中古車に買替えた場合。

6 世帯の状況

(1) 世帯区分

世帯の主たる収入を得ている者（世帯主）の職業により、以下の区分に分けた。

ア 農家世帯

「農家世帯」とは、経営耕地面積が 10 アール（1 反歩）以上あるか、調査時点前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上ある世帯をいう。

イ 勤労者世帯

「勤労者世帯」とは、主として給料・賃金など勤労所得により生計を営んでいる世帯で、例えば、民間企業従事者、官公庁職員、常用労務者、臨時及び日雇い労務者の世帯をいう。ただし、会社の社長、取締役、官公庁の大臣、知事、市長、助役など程度の高い企画管理、行政事務又は監督事務に従事するものは、法人経営者に該当するので「自営業者世帯」とした。

ウ 自営業者世帯

「自営業者世帯」とは、独立して小規模又は個人組織で商品の製造、加工、販売・サービスを提供する業主及び経営者の世帯をいう。なお、会社社長、取締役、知事なども「自営業者世帯」に含めた。

エ その他の有業者世帯

上記のいずれにも該当しない世帯で、議員、自由業などの世帯をいう。

オ 無業者世帯

主として、年金、仕送り等により生計を立てている世帯で、無職の世帯をいう。

(2) 世帯主の年齢

世帯主の年齢は、調査月の 15 日現在での満年齢をいう。

(3) 世帯の年間収入

調査世帯全員（世帯主以外の収入も含める）の、調査時点からみた前年1年間（1月～12月）の税金及び社会保険料を除いた手取り収入をいう。なお、退職金、不動産等売却による収入は含まれない。

(4) 世帯の所得の種類

世帯の年間収入の主な種類について、以下の区分に分けた。

- ア 給与所得
- イ 事業所得
- ウ 年金
- エ その他

このうち、事業所得とその他の区分は、所得税における分類とし、その他に区分される主な所得とは、利子所得、配当所得、譲渡所得、公的年金以外の雑所得とした。

(5) 住宅の所有関係

調査世帯が居住している住宅について、以下の区分に分けた。また、住宅ローンの有無についても分けた。

ア 持家（一戸建て）

調査世帯が所有権を持っている一戸建ての住宅に居住している場合をいう。

イ 持家（マンション等）

調査世帯が所有権を持っているマンション、タウンハウス等の共同住宅に居住している場合をいう。

ウ 公社等借家

調査世帯が地方公共団体（都道府県、市町村）都市再生機構、住宅供給公社、住宅公社、住宅協会など、公営又はこれに準ずる賃貸住宅に居住している場合をいう。

エ 給与住宅

調査世帯が勤め先又は関係団体などから貸与を受けている住宅（社宅、公務員住宅など）に居住している場合をいう。

オ 民間借家・借間

上記の持家、公営住宅、給与住宅以外の住宅に居住している場合をいう。

カ 住宅ローンの有無

現在、住宅ローン（住宅の増・改築に関するローンも含む）の返済を行っているかどうか。

(6) 住宅の総床面積

居住室の床面積のほか、その住居に含まれる玄関・台所・便所・浴室・廊下・押し入れなども含めた面積で、マンション等の共同住宅及び借間の場合は、その世帯が専用で使っている部分の面積。店舗、他の世帯への賃貸等の営業用の部分は除く。